

令和5年度 和歌山労働局のとりくみ

労働基準監督署・ハローワーク

～誰もが活き活きと働ける社会の実現に向けて～



目 次

令和5年度 和歌山労働局における労働行政基本方針	1
第1 人手不足分野への再就職支援等	3
1 ハローワークにおける再就職支援強化や人手不足分野の人材確保	3
(1) ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進と就職支援	3
(2) ハローワークにおける再就職支援強化や人手不足分野の人材確保	3
(3) 雇用の維持・在籍出向の取組への支援	3
2 継続的なキャリアサポート・就職支援	3
(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援 ...	3
(2) ハローワークのきめ細かな担当者制支援	5
(3) 生活困窮者等に対する就労支援	5
第2 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等	6
第3 多様な人材の活躍推進	7
1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進	7
(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保	7
(2) 育児・介護休業法の周知及び履行確保	8
(3) 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援 ...	8
(4) 次世代育成支援対策の推進	8
(5) マザーズコーナー等による就職支援	9
2 新規学卒者等への就職支援	9
3 就職氷河期世代の活躍支援	10
4 高齢者の就労・社会参加の促進	10
5 障害者の就労促進	11
6 外国人に対する支援	12

第4 多様な選択を力強く支える環境整備	13
1 年次有給休暇の取得促進等・働きやすい環境の整備	13
2 安全で健康に働くことができる環境づくり	15
(1) 取引環境の見直しや中小企業への支援等による長時間労働の抑制	15
(2) 労働条件の確保・改善対策	15
(3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	16
(4) 総合的なハラスメント対策の推進	17
(5) 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営	17
3 治療と仕事の両立支援の推進	18
4 個別労働関係紛争の解決の促進	19
和歌山労働局の組織と主な業務内容	20
労働関係について相談したいとき（一覧）	21
労働基準監督署管轄区域図／公共職業安定所管轄区域図	22
和歌山労働局の所在地	23
県内の労働基準監督署／県内のハローワーク	23
その他の職業相談窓口／雇用保険電子申請のお問合せ	24
総合労働相談コーナーご案内	24

令和5年度 和歌山労働局における労働行政基本方針

労働局は、働く人々の福祉と職業の確保等を図り、経済の発展と国民生活の保障及び向上に寄与することを目的に厚生労働省の地方労働行政機関として都道府県単位に設置されています。

和歌山労働局は、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応と事務処理の迅速化に努め、労働基準行政分野、職業安定行政分野、雇用均等行政分野及び職業能力開発行政が連携を密にして和歌山県内の総合労働行政機関としての機能を一層発揮するため、労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）が一体となって、様々な施策に取り組んでいます。

【重点施策】

和歌山県においては、少子高齢化の進行や県外流出者の増加等による人口の減少が進み、労働人口減少による人手不足が課題となり、また、全国平均よりも賃金が低く、労働時間が長い水準にある中で、すべての働く人や企業が生き生きと活躍できる社会を実現するためには、

- ① 個人の主体的なキャリア形成の促進や人手不足分野への再就職促進、地域のニーズに応じたハロートレーニングの推進等を通じて、誰もが、意欲・能力を生かして働ける環境の整備
- ② 職場環境の整備や賃金引上げに取り組む中小企業等に対する積極的な支援
- ③ 性別・年齢・障害の有無・雇用形態等にかかわらず多様な人材が活躍できる環境の整備
- ④ 誰もが働き方の多様な選択ができるよう力強く支える環境の整備

に取り組むことが重要です。

このため、和歌山労働局では、以下の4点を令和5年度の施策の柱として取り組んでまいります。

第1 人手不足分野への再就職支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

人手不足分野への再就職支援や職種転換などにより、意欲・能力を活かして活躍できる環境整備等を推進してまいります。

第2 最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援の推進等・・・・・・・・・・P 6

事業再構築・生産性の向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に取り組んでまいります。

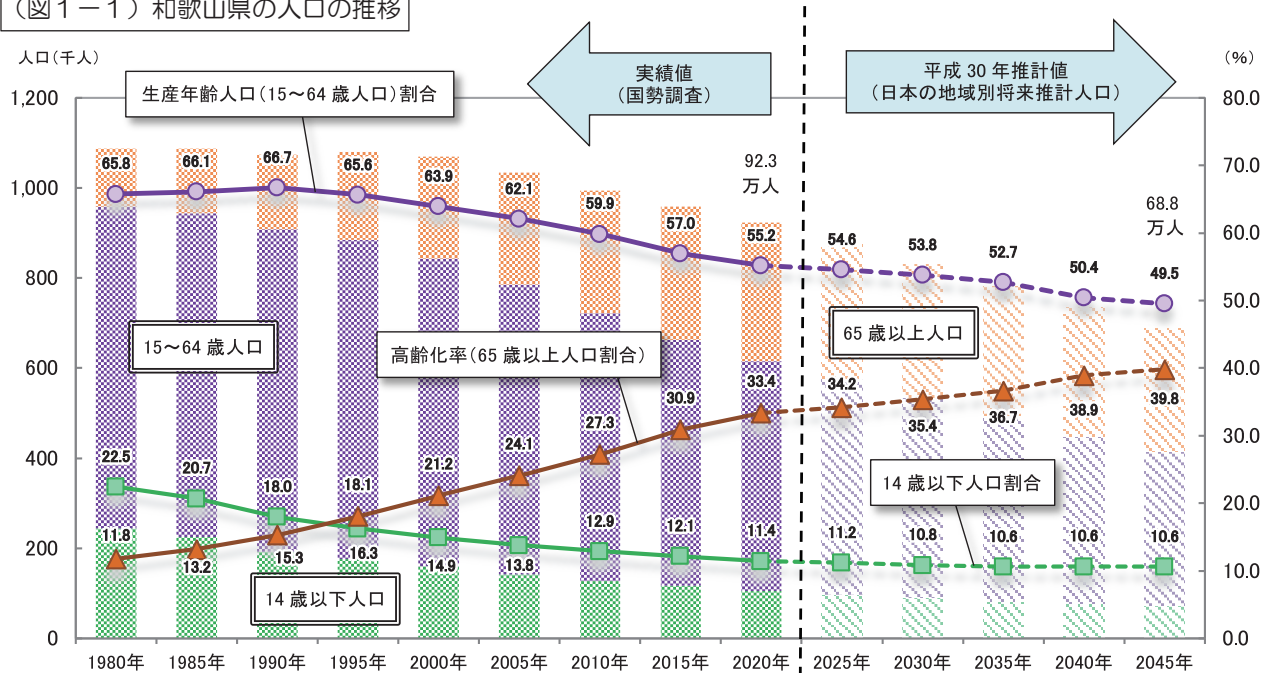
第3 多様な人材の活躍促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

性別、年齢、障害の有無、雇用形態にかかわらず、意欲や能力を活かし活躍することのできる環境整備のための各種施策を推進してまいります。

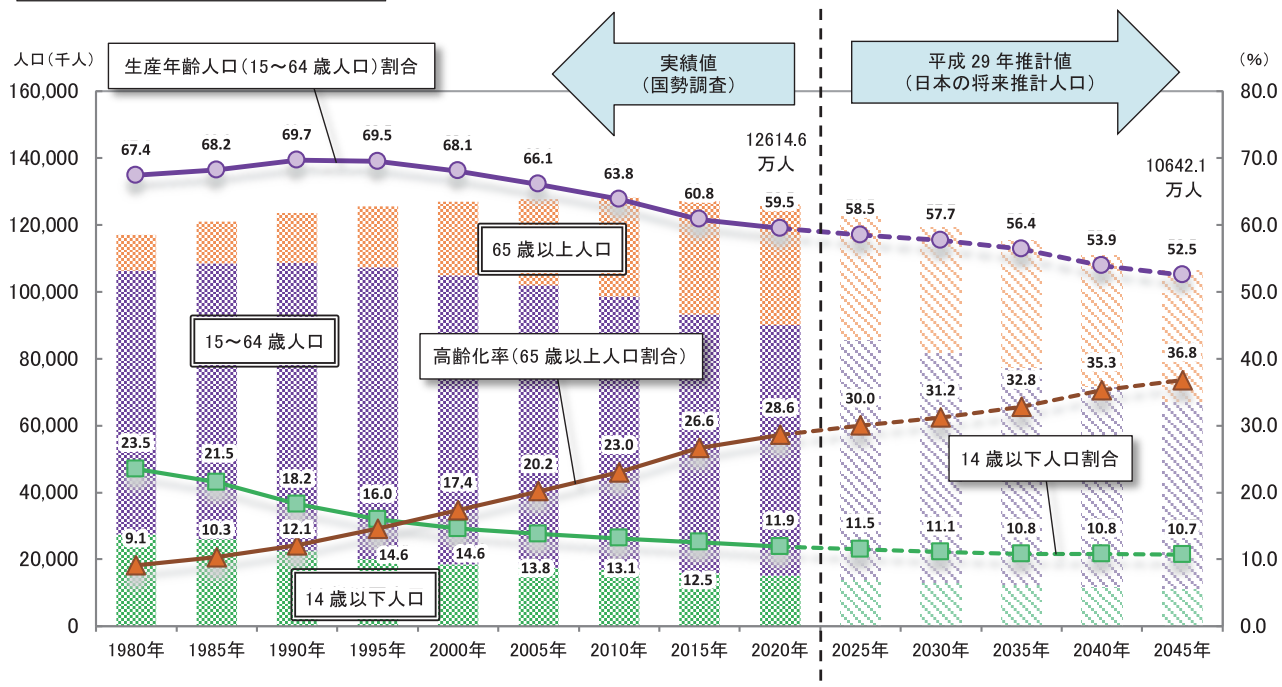
第4 多様な選択を力強く支える環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 13

コロナ禍においても安心して働ける職場環境の整備に取り組んでまいります。また、誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、柔軟な働き方を促進するとともに、安全で健康に働くことができる職場づくりに向けた各種施策を推進してまいります。

（図 1－1）和歌山県の人口の推移



（図 1－2）日本の人口の推移



第1 人手不足分野への再就職支援等

1 ハローワークにおける再就職支援強化や人手不足分野の人材確保

(1) ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進と就職支援

公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関で行うハロートレーニング（公的職業訓練）について、ハローワークにおいて的確な受講あっせんと訓練終了後の担当者制によるきめ細かな就職支援を行います。

雇用保険を受給できない求職者等についても、求職者支援訓練において地域の求職者の動向や訓練ニーズにあった訓練コースを設定し、新たな職業能力や技術を身につけ早期の就職を実現していきます。

（第1-図1）ハロトレくん



（第1-表1）求職者支援訓練実施状況（令和4年4月～令和4年12月）

開講訓練コース		受講者数	定員充足率	雇用保険適用就職率
コース数	定員数			令和3年度中に終了した訓練コースの就職率
39 コース	560 人	386 人	68.9%	55.0%

資料出所：和歌山労働局職業安定部訓練課

(2) ハローワークにおける再就職支援強化や人手不足分野の人材確保

ハローワーク和歌山に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化します。

（第1-写真1）人材確保対策コーナー



(3) 雇用の維持・在籍出向の取組への支援

休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

ア 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援
雇用調整助成金により、引き続き休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

イ 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進します。

2 継続的なキャリアサポート・就職支援

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進及び求職者支援

ハローワーク利用者の利便性を高めるため、ハローワークインターネットサービスによる求職者及び求人者マイページ開設・活用を働きかけるほか、オンラインを活用した職業相談や企業面談会の実施、動画配信サイトの「わかやまハローワークチャンネル」及びSNSを活用した情報発信により、求職者ニーズに応じて柔軟に求職活動ができるようオンラインサービスの向上を図ります。

（第1-写真2）ハローワーク

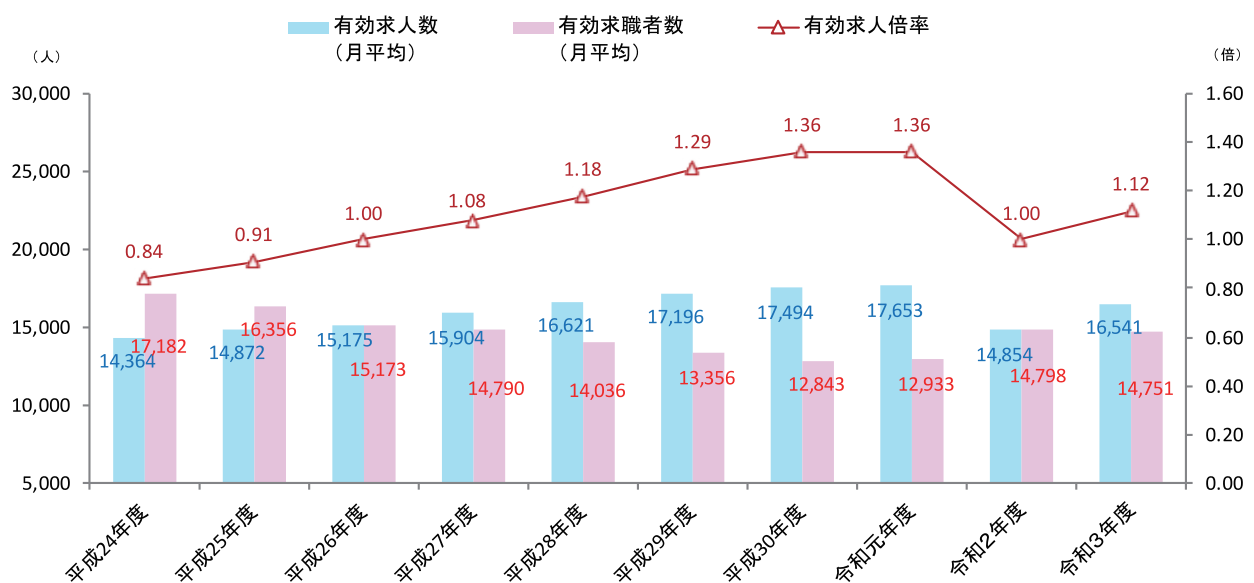


また、ハローワークの職業紹介業務について、数値目標も設定・管理しながら、利用者の視点に立って継続的に業務改善を行います。

(第1-写真3) ハローワーク

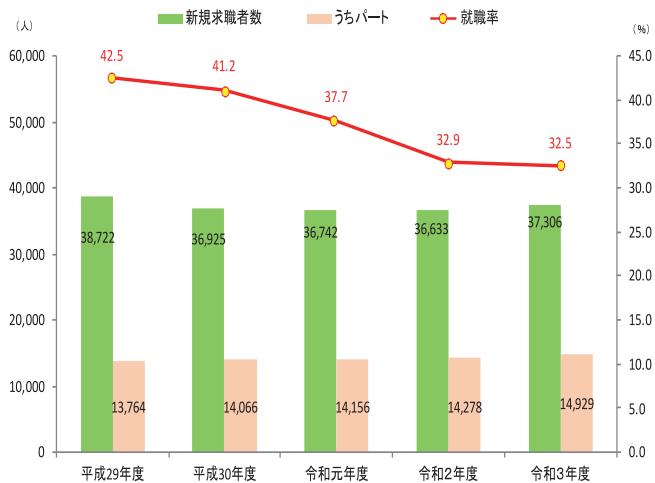


(第1-図2) 有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移



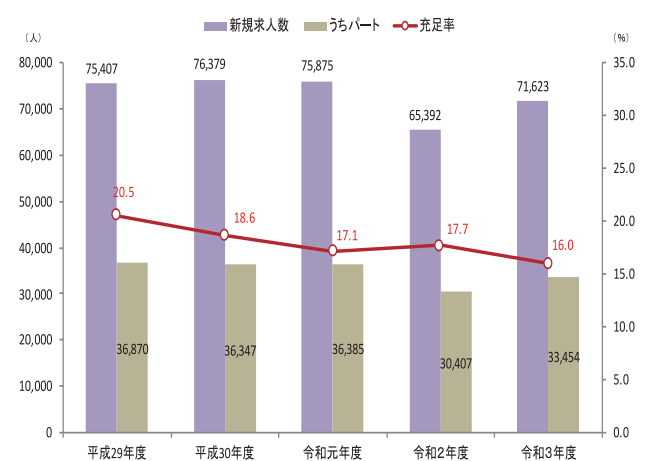
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(第1-図3) 新規求職者数の推移



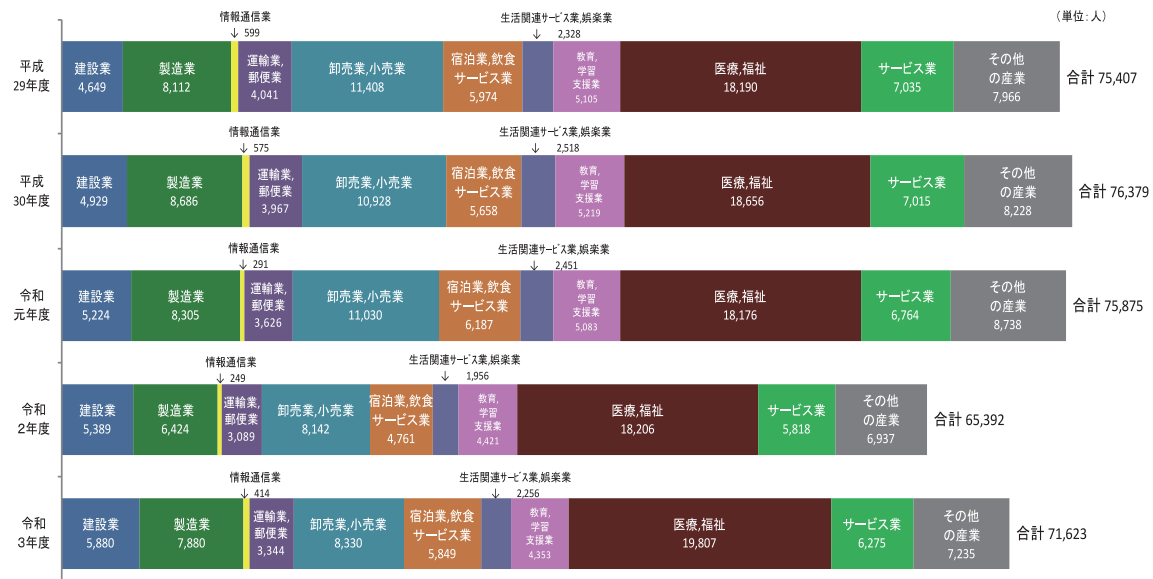
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

(第1-図4) 新規求人数の推移



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（第 1 - 図 5）産業別新規求人数の推移（和歌山県） ＊新規学卒を除きパートタイムを含む。



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（２） ハローワークのきめ細かな担当者制支援

ハローワークでは、正社員としての就職に結びつくよう担当者制による職業相談・職業紹介を始め、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談、就職支援セミナー、住居・生活相談など、きめ細かな支援を行います。

また、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等に対し、キャリアアップ助成金を活用して、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、企業内でのキャリアアップを推進します。

（３） 生活困窮者等に対する就労支援

生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口での担当者制による相談支援や地方自治体への巡回相談の実施、さらに和歌山市と労働局の協定に基づく「和歌山福祉・就労支援センター」において、常設窓口によるワンストップ型の支援を行うなど、地方自治体と連携して早期の就職支援を行います。

（第 1 - 表 2）生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況（令和 4 年 4 月～令和 5 年 1 月）

区分	生活保護	児童扶養手当	住居確保給付	生活困窮者	相談段階他	計
支援対象者数	235 人	185 人	3 人	46 人	0 人	469 人
就職者数	138 人	159 人	3 人	53 人	0 人	353 人

資料出所：和歌山労働局職業安定部訓練課

第2 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すとされており、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組む必要があります。

最低賃金の改定等について、使用者団体、労働団体及び地方自治体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図ることはもとより、併せて、最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料の提供や業務改善助成金の活用促進により、企業の賃金引上げへの支援を行います。また、労働局が委託して実施する「和歌山働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行います。

(第2-図1)



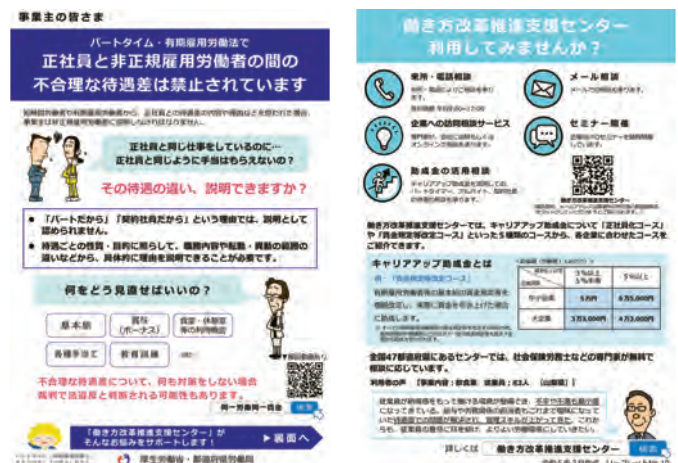
(第2-表1) 最低賃金決定状況

	最低賃金額(時間額)	効力発生日
和歌山県最低賃金 和歌山県内で働くすべての労働者に適用されます。	889 円	令和 4.10.1
ただし、以下の産業に従事する労働者については、該当する最低賃金が適用されます。		
和歌山県鉄鋼業最低賃金	1,008 円 (869 円)	令和 4.12.30
和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金	※令和4年度は改訂されなかったため和歌山県最低賃金(889円)が適用されます。	(令和3.12.30)

(第2-図2)

また、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けて、非正規雇用労働者や派遣労働者の同一労働同一賃金に関する待遇等の状況を確認し、支援策の周知等を行うことにより企業の自主的な取組を支援します。

さらに、「和歌山働き方改革推進支援センター」では、労務管理等の専門家による同一労働同一賃金に関する窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細やかな支援を行います。



第3 多様な人材の活躍推進

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

令和4年7月8日に省令改正された常時雇用する労働者数301人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、履行確保を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を勧奨します。

(第3-図1)



(第3-図2)

女性活躍推進法 特例認定マーク
「プラチナえるぼし」



(第3-図3)

女性活躍推進法 認定マーク「えるぼし」

評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります



1段階目

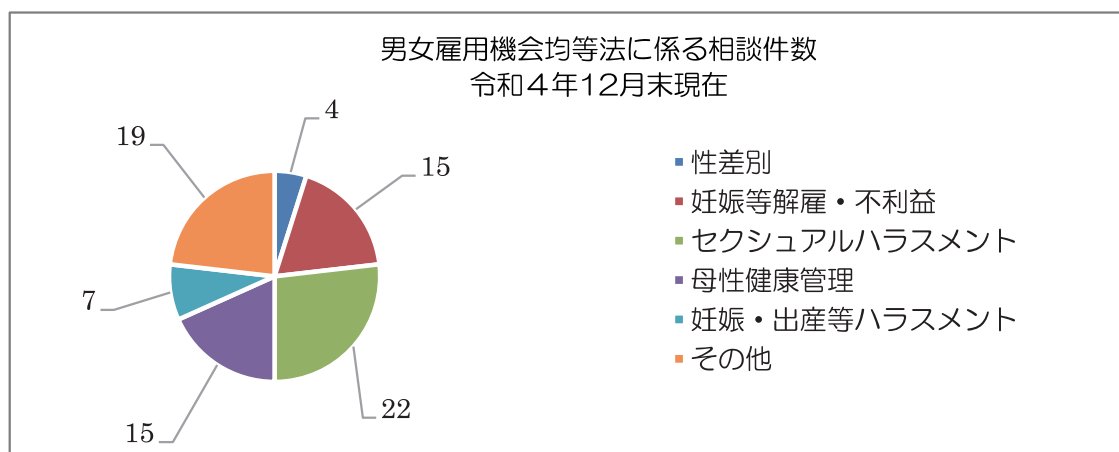
2段階目

3段階目

併せて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱い、正規・非正規雇用にかかわらず妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止について男女雇用機会均等法の周知徹底と法の履行確保を図ります。

また、相談が寄せられた場合は、速やかに必要な指導を行います。

(第3-図4)



資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

(2) 育児・介護休業法の周知及び履行確保

男性の育児休業取得促進のため、令和4年より施行されている産後パパ育休制度等を含め育児・介護休業法に基づく改正内容について周知徹底を図ります。

労働者の権利侵害が疑われる事案や育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱いに関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聞き、法違反があれば指導を行うほか、申請により、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

(3) 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

事業主に対し、「イクメンプロジェクト」において作成する企業の取組事例集や研修資料の活用を促すとともに、両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

(第3-図5)



(4) 次世代育成支援対策の推進

各事業場の実施に即した計画の策定を支援するとともに、PDCAサイクルを確立し、さらに事業主自らが実効性のある次期一般事業主行動計画の届出がされるよう働きかけます。

また、事業場に対し「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」「くるみんプラス」の認定基準について周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。

(第3-図6)



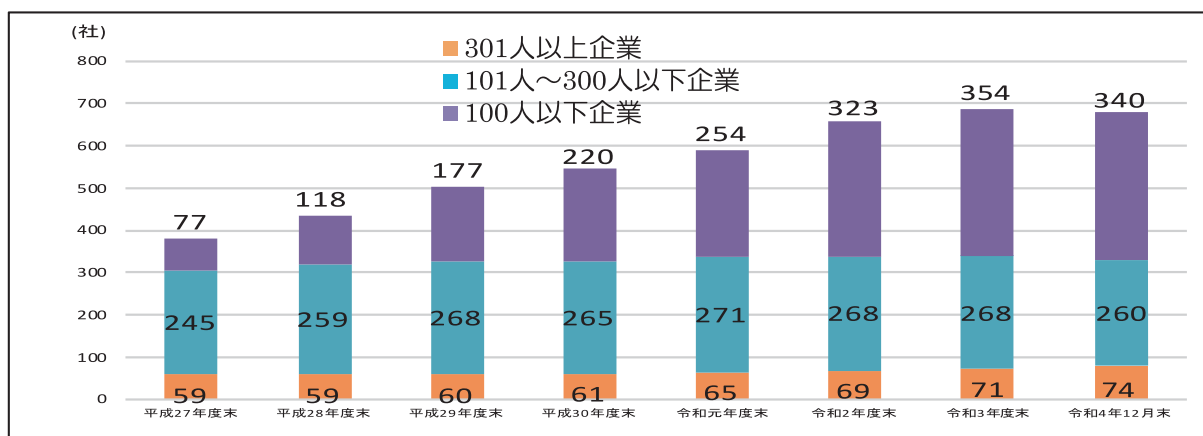
子育てサポート企業認定マーク
「くるみん」

(第3-図7)



子育てサポート企業特例認定マーク
「プラチナくるみん」

(第3-図8) 和歌山県における一般事業主行動計画の届出数の推移



資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

(5) マザーズコーナー等による就職支援

子育てと仕事の両立を希望する女性等に対して、ハローワークのマザーズコーナーを中心に、キッズコーナーやベビーチェアを設置して子ども連れで来所しやすい環境を提供するとともに、地方自治体等との連携により子育て支援サービス、保育所に関する情報提供を行います。

また、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、求職者の希望に適合する求人開拓を実施します。

(第3-写真1) YouTube

「わかやまハローワークチャンネル」での広報

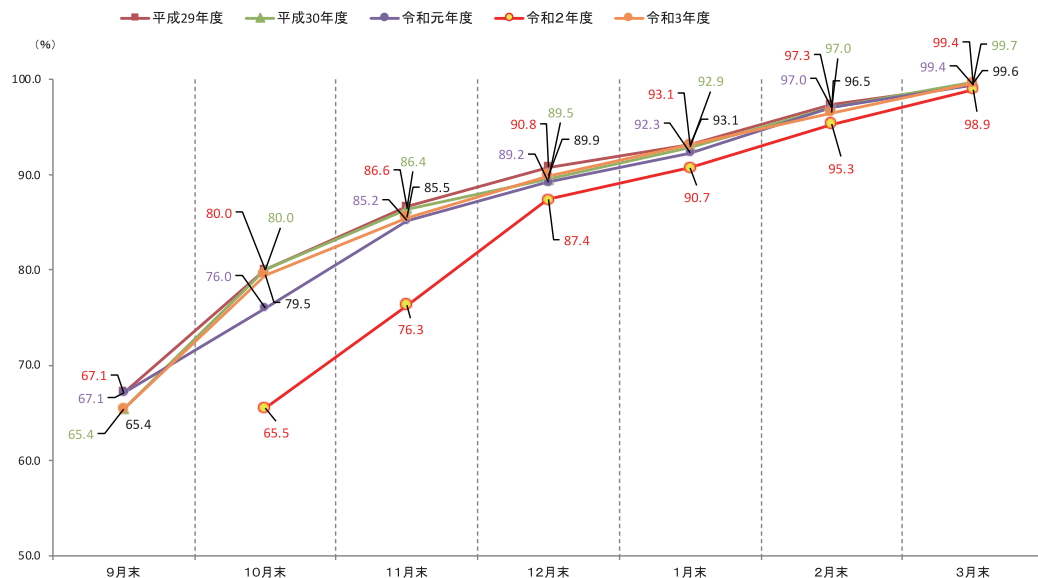


2 新規学卒者等への就職支援

新規学卒者の就職を支援する就職支援ナビゲーター等を活用して、学卒求人の確保と学生・生徒に対する職業相談等を実施します。また、「わかやま新卒応援ハローワーク」を拠点に、大学生等を対象に大学等への出張相談や大学等の協力による未内定者の把握、集中支援などを実施し就職を支援します。

- ・大学・高校などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進
- ・就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート
- ・ユースエール認定制度を活用した若者の雇用促進

(第3-図9) 和歌山の新規高卒者の就職内定率の推移



資料出所：和歌山労働局職業安定部職業安定課

就職活動中の35歳未満の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な“ユースエール認定企業”を知っていますか？

あなたはどんな企業で働きたいですか？

- 長く働ける！
- ワークライフバランスを大切にしてくれる！
- 若者の育成に熱心！
- 子育てしやすい！

その希望にこたえるのが、ユースエール認定企業です!!

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

<認定基準の一部>

- 直近3事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上または、年平均取得率※70%以上 ※ 付与日数に占める取得日数の平均 など

ユースエール認定企業マーク

(第3-図10) ユースエール認定制度について

3 就職氷河期世代の活躍支援

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の方一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワーク和歌山に就職氷河期世代専門窓口「正社員チャレンジコーナー」を設置し、キャリア・コンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から定着支援まで一貫した支援を実施します。

(第3—写真2) 正社員チャレンジコーナー



4 高齢者の就労・社会参加の促進

ハローワーク和歌山とハローワーク田辺に設置している「生涯現役支援窓口」において、職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。

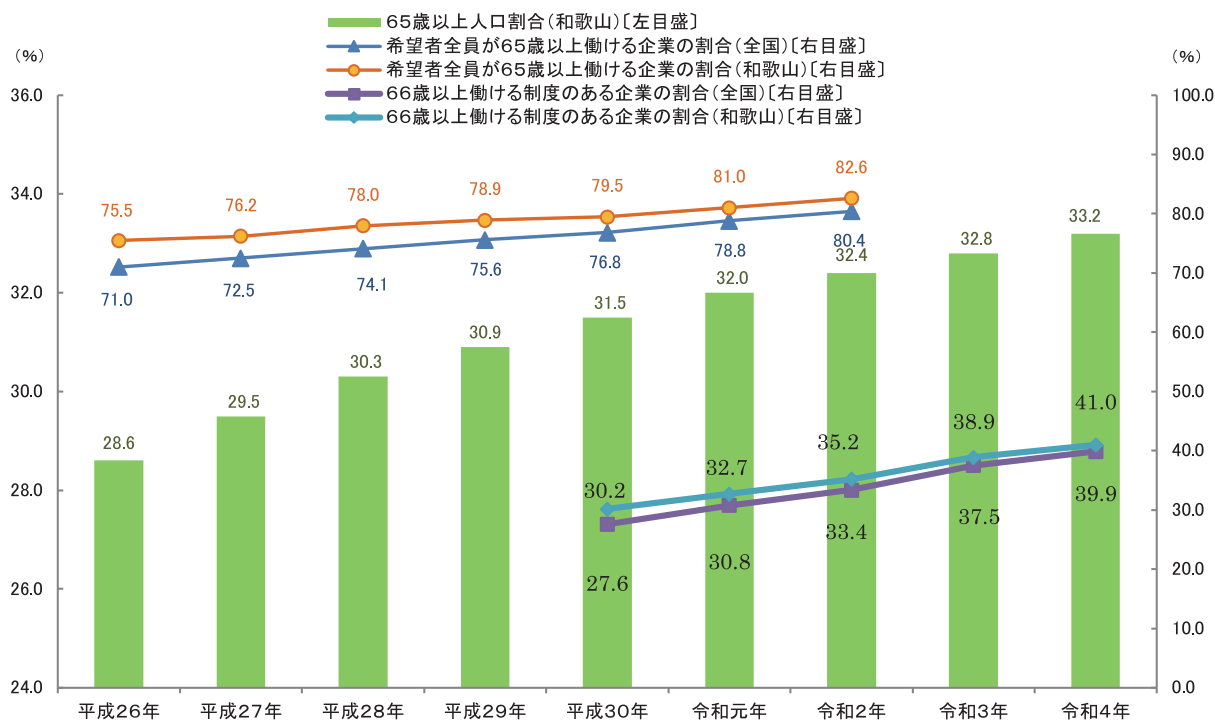
また、65歳までの雇用確保措置の推進に向けた指導や70歳までの就業機会確保に向けた意識啓発を図ります。

シルバー人材センターでは、高齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズのマッチングを図ります。

(第3—写真3) 生涯現役支援窓口



(第3—図11) 和歌山県の高齢化と66歳以上働ける制度のある企業の割合



資料出所：厚生労働省「高齢者雇用状況報告書」（調査対象は、常時雇用する労働者が31人以上の事業主）
和歌山県「和歌山県における高齢化の状況」

※「希望者全員が65歳以上働ける企業の割合」は、令和3年以降集計していない。

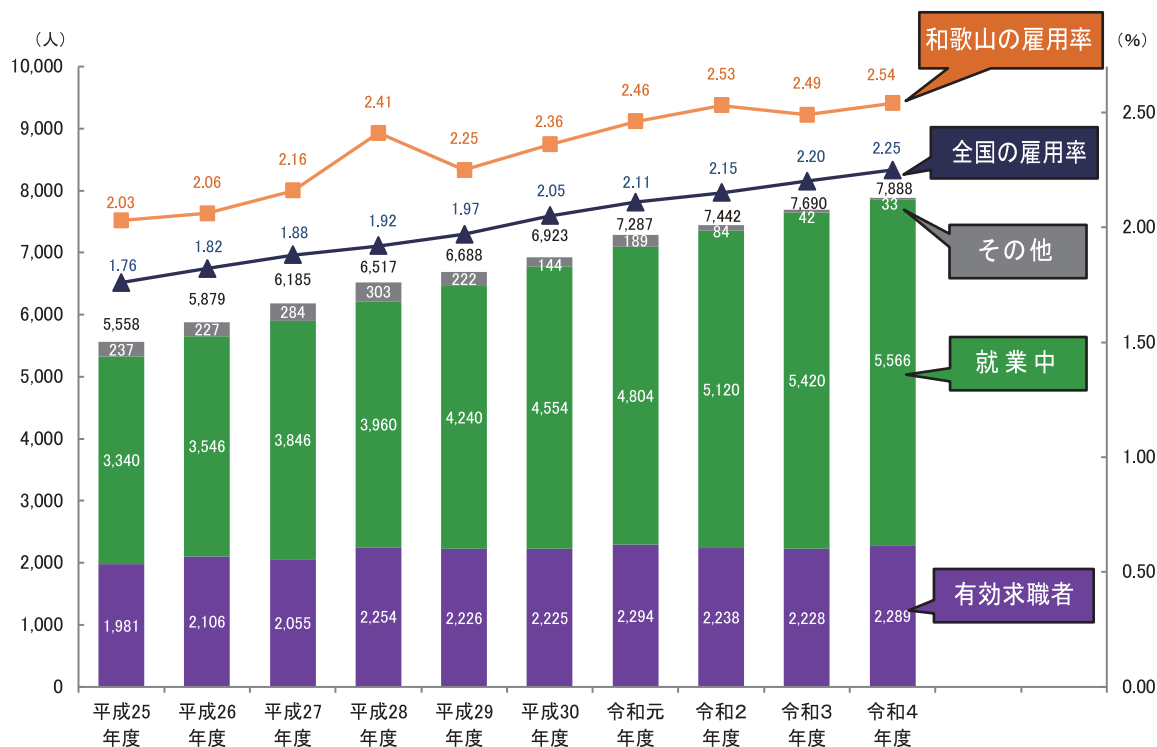
5 障害者の就労促進

ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。

また、精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

障害者就業・生活支援センターでは、各圏域におけるネットワーク機能の強化を図り、障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行います。

(第3－図12) 民間企業における障害者雇用率及び障害求職者の登録状況の推移



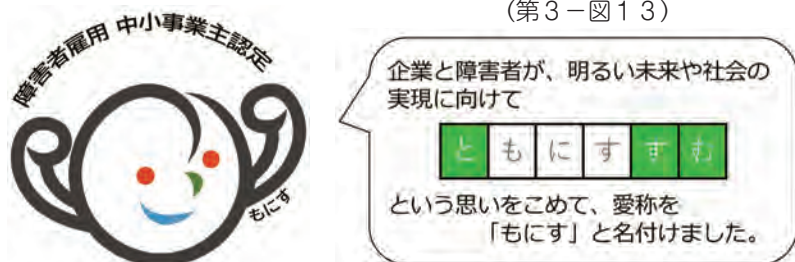
※雇用率は、平成25年度までは50人以上規模、30年度からは45.5人以上規模、令和3年度からは43.5人以上規模の事業所からの報告（各年度6月1日の状況）

※ハローワークに求職登録した障害求職者は、登録以降の状況に応じて求職中、就業中、その他（保留など）に区分されており、それらの各年度末の人数（令和4年度については令和4年12月末の状況）

資料出所：厚生労働省「障害者雇用状況報告書」、「職業安定業務統計」

大企業に比べて障害者の実雇用率が低い中小企業の障害者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障害者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、先進的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けられる「障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度（もにす認定制度）」について、認定の取得勧奨を積極的に進め、障害者雇用の取組の一層の推進を図ります。

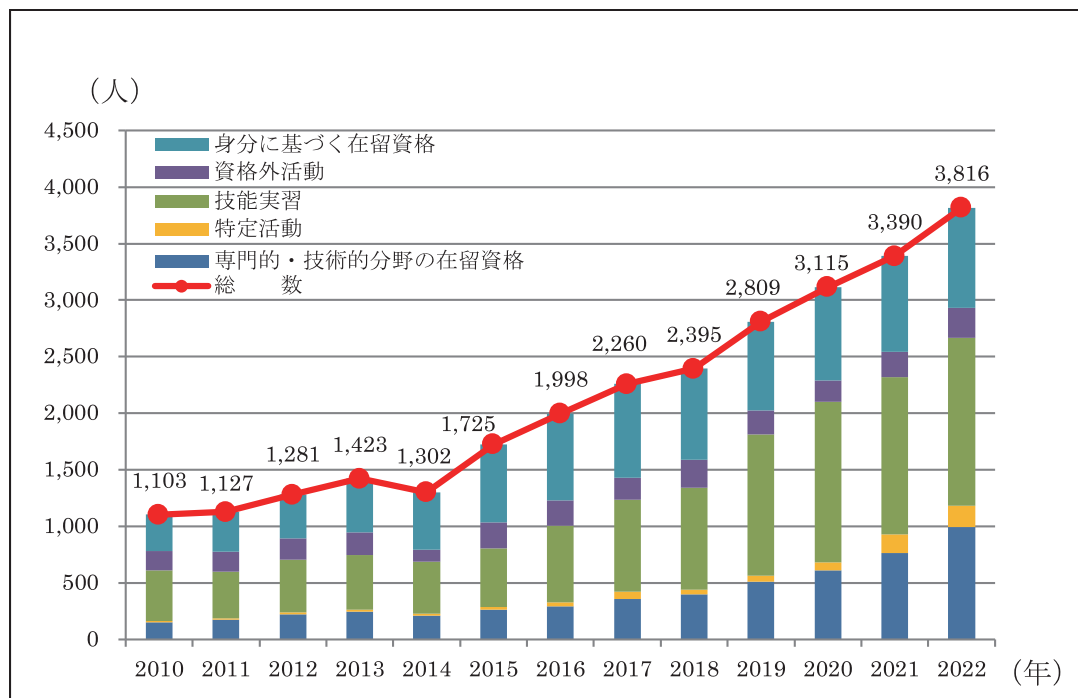
(第3－図13)



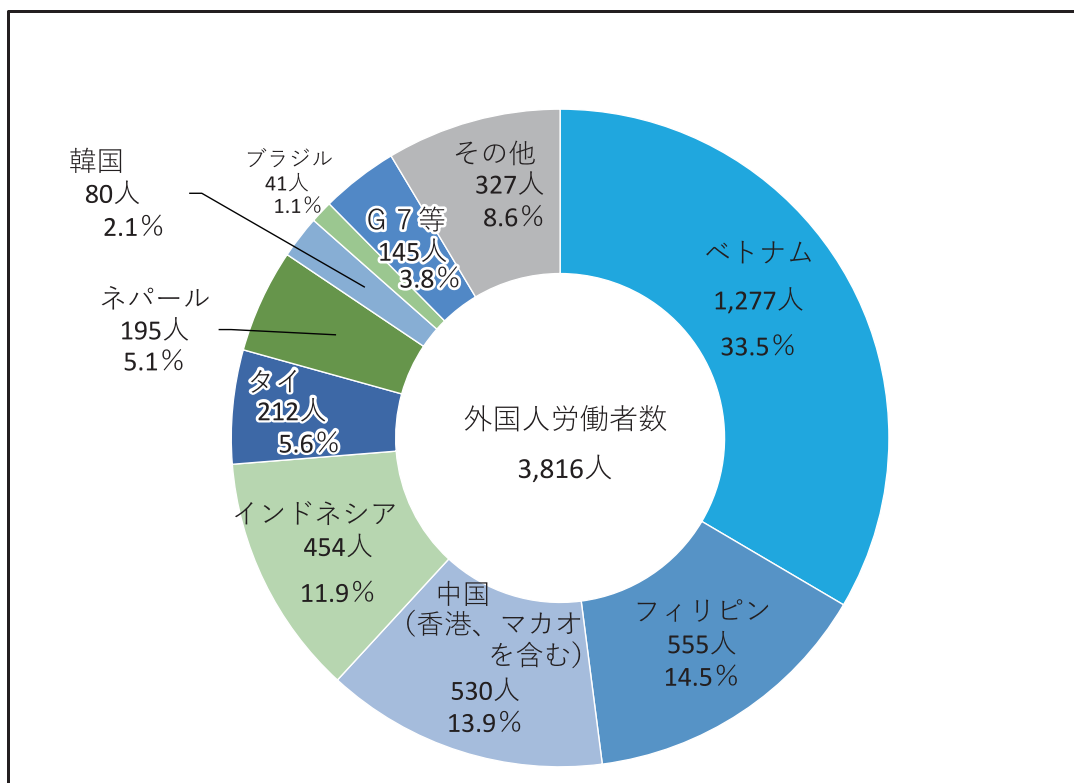
6 外国人に対する支援

外国人労働者に対する適正な運用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行います。また、求職者に対する相談支援については、電話を用いた通訳を活用し、相談業務の円滑化を図ります。

(第3－図14) 在留資格別外国人労働者数の推移



(第3－図15) 国籍別外国人労働者の割合



資料出所：厚生労働省「和歌山労働局における「外国人雇用状況」の届出状況（令和4年10月末現在）」

第4 多様な選択を力強く支える環境整備

1 年次有給休暇の取得促進等・働きやすい環境の整備

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に集中的な広報を行います。

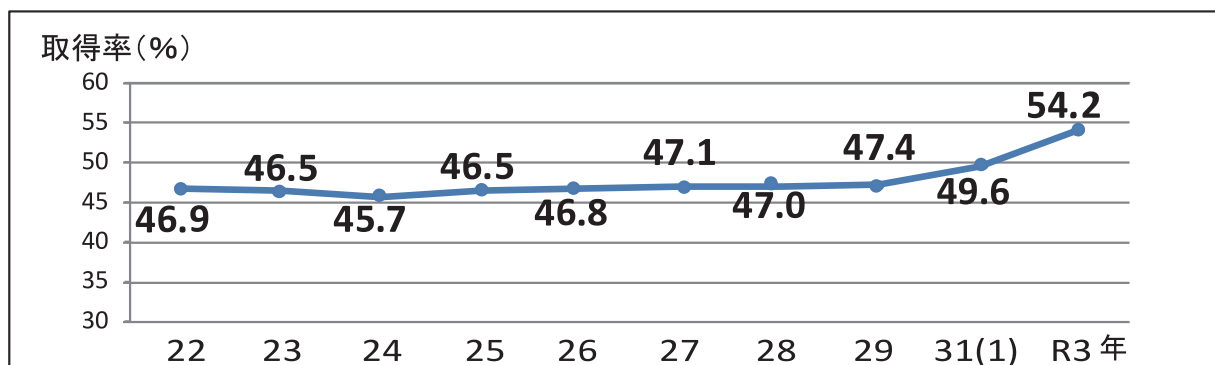
併せて、和歌山県・和歌山市・経済団体及び労働者団体等の関係機関で構成する「和歌山働き方改革推進協議会」において、中小企業・小規模事業者の働き方改革の支援策等の情報を共有し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇確保、

柔軟な働き方がしやすい労働環境の整備等、協議会構成員と連携して、「和歌山県ワーク・ライフ・バランス推進月間（仮称）」を設定し、キャンペーン等を展開して、県内企業の働き方改革を進めていきます。

ウィズコロナ・ポストコロナにより広がる可能性のあるテレワークやフリーランス、副業・兼業などの「新しい働き方」についての各ガイドライン等の周知を図り、柔軟な働き方がしやすい環境整備を促進します。

さらに、無期転換ルールについて、労使双方に対する認知度向上のため、制度の更なる周知を図ります。

（第4－図1）年次有給休暇の取得率の推移（和歌山県）



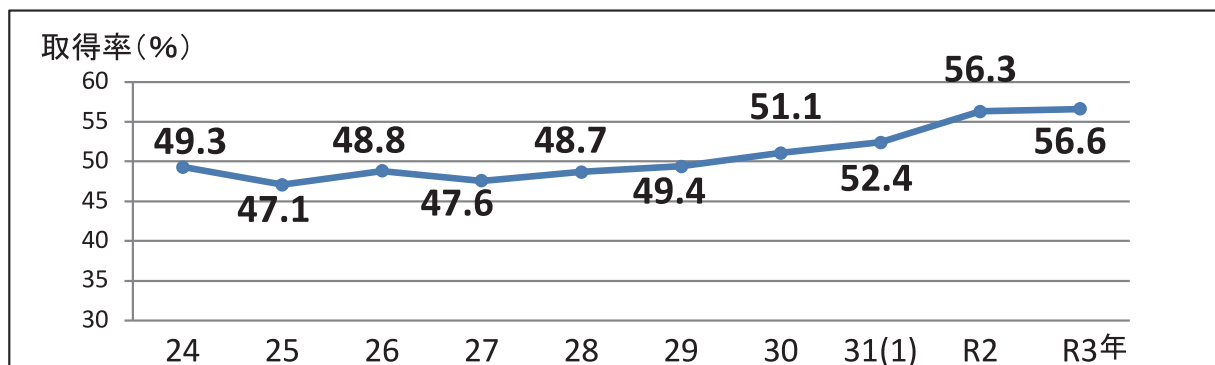
資料出所：和歌山県労働条件等実態調査

（注） 1 調査対象： 常用雇用者 30 人以上のすべての県内事業所及び常用雇用者 10 人以上 30 人未満から無作為に抽出した県内事業所（H27 年度調査以前は、従業員 10 人以上の県内事業所）

2 「取得率」： 1 年間の全取得日数 / 全付与日数 × 100%

※ H29 年度までは毎年実施、H29 年度以降は隔年で実施

（第4－図2）年次有給休暇の取得率の推移（全国）



資料出所：H28 年から厚生労働省「就労条件総合調査」の特別集計から厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課が作成（H27 年までは厚生労働省労働条件政策課が作成）

（注） 1 調査対象： 常用労働者が 30 人以上の民営企業

2 「取得率」： 1 年間の全取得日数 / 全付与日数 × 100%

(第4－図3)



新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省
労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



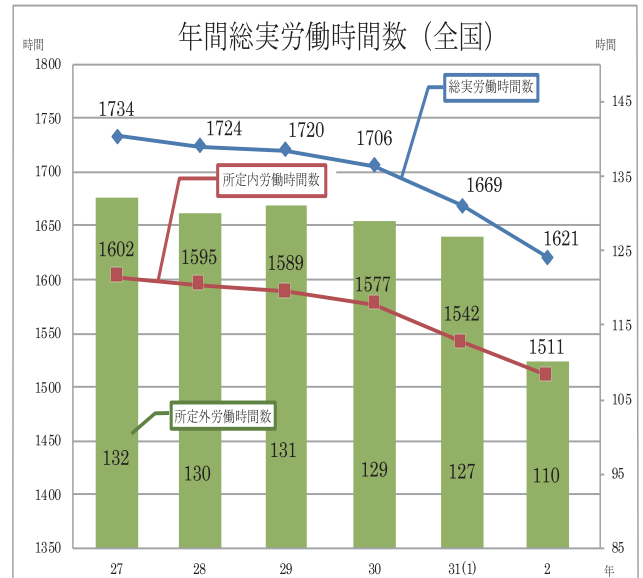
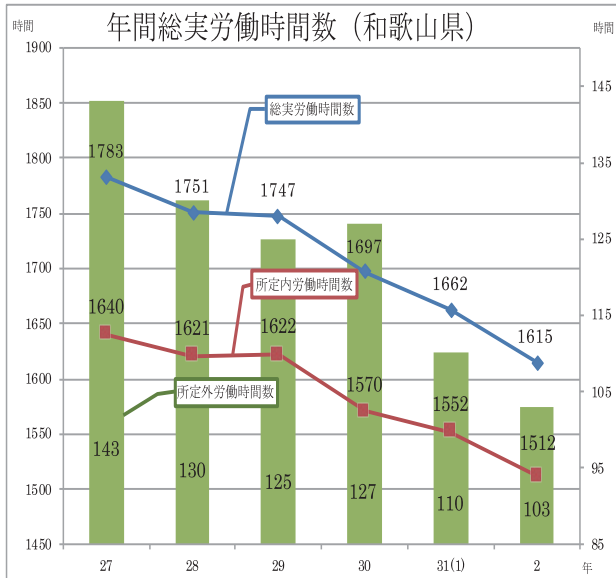
厚生労働省
労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



(第4－図4) 年間総実労働時間数の推移



2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 取引環境の見直しや中小企業への支援等による長時間労働の抑制

ア 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止

働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理及び健康管理等に係る指導を徹底します。特に、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底します。

また、過労死等防止啓発月間である11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、集中的な取組を行うとともに、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、過労死等防止に向けた周知・啓発を図ります。

(第4-図5)



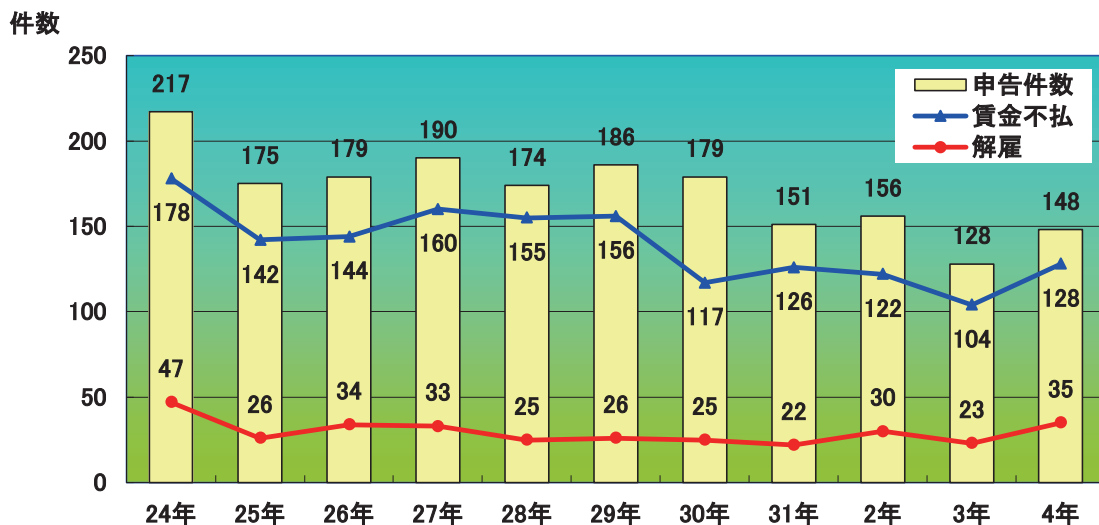
イ 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮等に向けた支援

令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても、上限規制が適用されることから、これら適用猶予事業・業種からの相談に対し懇切丁寧に対応するとともに、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金（働き方改革推進支援助成金）の活用を促進するなど、適切な支援を行います。

(2) 労働条件の確保・改善対策

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立など労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、これを定着させるための監督指導を実施します。また、賃金不払残業の解消を図るため、「労働時間適正把握ガイドライン」を周知徹底するとともに、その遵守を重点とした監督指導等を実施し、重大、悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処します。

(第4-図6) 申告受理状況の推移



(注) 申告件数は、他の労働局へ事案を移送した件数を除いています。

資料出所：和歌山労働局労働基準部監督課

- (3) 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
第14次労働災害防止計画（2023年度から2027年度）に基づいた施策の推進を図ります。

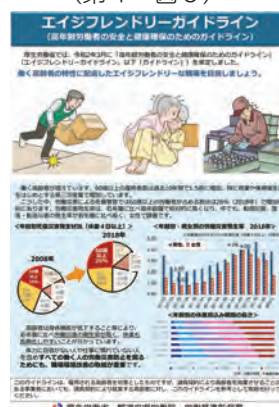
ア 労働災害防止対策の推進

- (ア) 重篤な労働災害の発生が懸念される製造業、建設業、運輸交通業、林業に対して業種別労働災害防止対策を推進します。
- (イ) 管内の主要な小売業及び社会福祉施設の法人等を構成員として昨年度設置した和歌山県+(プラス)セーフ協議会の運営を通じて、同業種を中心として「転倒」「腰痛」災害の防止に係る機運の醸成を図ります。
- (ウ) 高齢労働者の労働災害防止対策として「エイジフレンドリーガイドライン」(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)に基づく取組の推進を図ります。

(第4-図7)



(第4-図8)

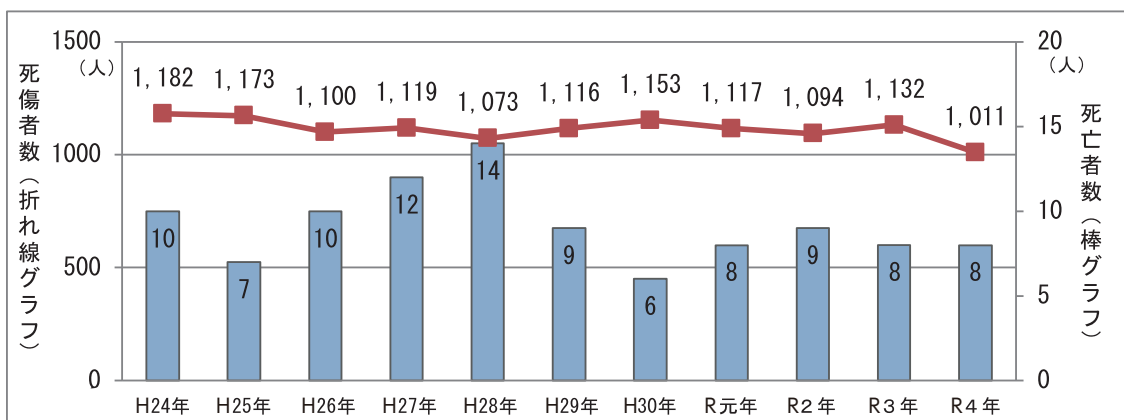


(第4-表1) 業種別・年別死傷者数(休業4日以上)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
製造業	276	265	226	269	266	224
建設業	130	140	145	125	131	113
運輸交通業	129	143	126	108	102	108
農林業	107	93	100	86	100	67
商業	110	151	169	141	154	150
保健衛生業	143	139	140	154	194	161
全業種	1,116	1,153	1,117	1,094	1,132	1,011

※令和4年速報値は令和4年12月末現在
新型コロナウイルス感染症によるものを除く
資料出所：和歌山労働局健康安全課

(第4-図9) 和歌山県における労働災害による死傷者数の推移(休業4日以上死傷者数及び死亡者数)



※令和4年は12月末現在速報値、新型コロナウイルス感染症によるものを除く
資料出所：和歌山労働局健康安全課

イ 労働者の健康確保

- (ア) メンタルヘルス対策として、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善への取組を推進します。
- (イ) 新たな化学物質規制の周知及び石綿ばく露防止対策の徹底を図ります。

ウ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

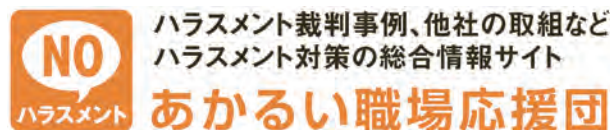
請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対して、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者には義務付けられる改正省令が令和5年4月1日から施行されるので、事業場に対して指導・周知・啓発を行います。

(4) 総合的なハラスメント対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し指導を実施する等により引き続き防止措置等の法の履行確保を図ります。

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」において集中的な取組を行い、ハラスメント撲滅機運の向上を図るとともに、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用を促すための周知を行います。

(第4-図10) 厚生労働省ウェブサイト



(第4-図11)

(5) 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営

ア 労働保険の適正徴収

労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

令和5年度の労働保険年度更新期間は、6月1日～7月10日であり、電子申請や口座振替の利用促進を含めて、効果的な周知・広報を行います。



イ 労働保険の適用促進

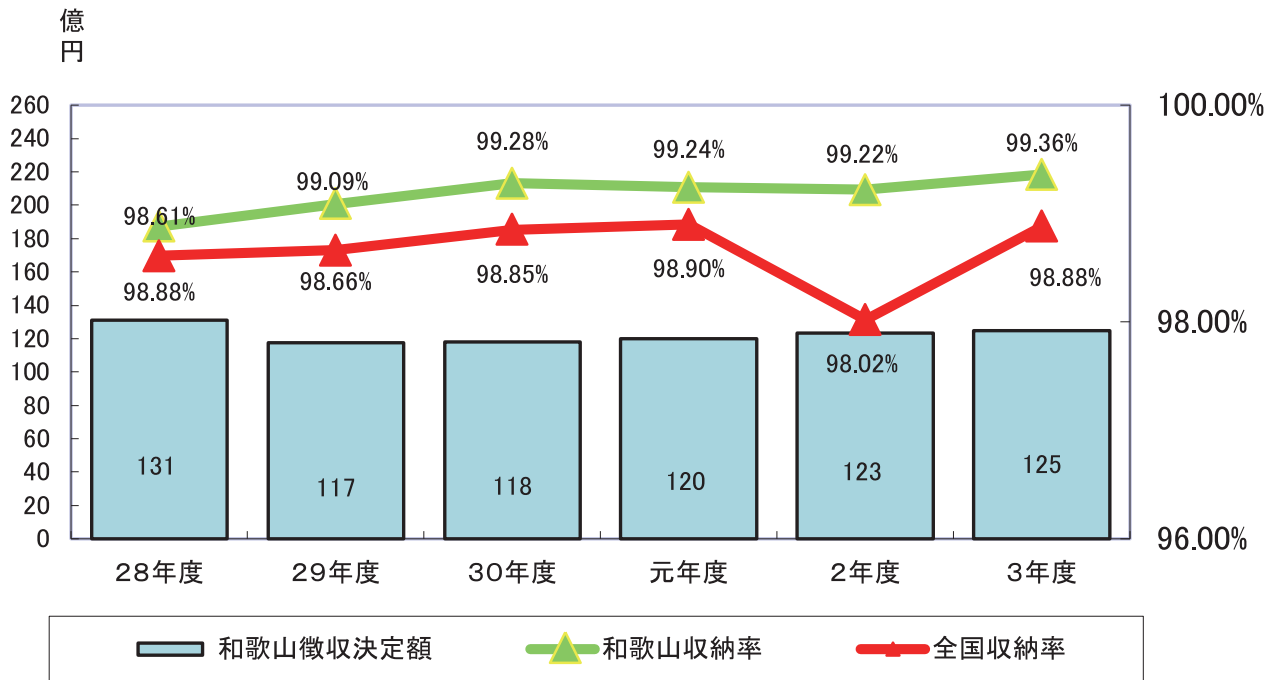
労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、関係行政機関や適正加入促進事業に係る受託団体との連携により、未手続事業の積極的な解消に努めます。

(第4-表2) 労働保険適用事業場数

(単位:事業)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
適用事業場数	29,546	30,053	30,219	30,317	30,612	30,817
個別事業場数	14,586	14,749	14,883	14,876	15,050	15,144
委託事業場数	14,960	15,304	15,336	15,441	15,562	15,673

資料出所：和歌山労働局総務部労働保険徴収室

(第4-図12) 労働保険料収納状況



資料出所：和歌山労働局総務部労働保険徴収室

ウ 労災補償の迅速・適切な処理等

(ア) 迅速・適正な労災補償業務の徹底

労災保険請求の迅速・適切な処理に努めます。

特に、社会的に大きな関心を集めている精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患に係る労災請求事案については、進行管理を的確に行い、認定基準に基づき適正かつ迅速な事務処理に努めます。

(イ) 労災保険制度の周知及び請求勧奨

業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災保険給付の対象であること等の労災保険制度について、労働者及び事業主に対する積極的な周知を行うとともに、集団感染が発生している事業場に対する請求勧奨等の実施に取り組みます。

3 治療と仕事の両立支援の推進

「和歌山地域両立支援推進チーム」で連携し、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行います。

両立支援コーディネーター養成研修の周知及び利用勧奨を図ります。

(第4-図13)

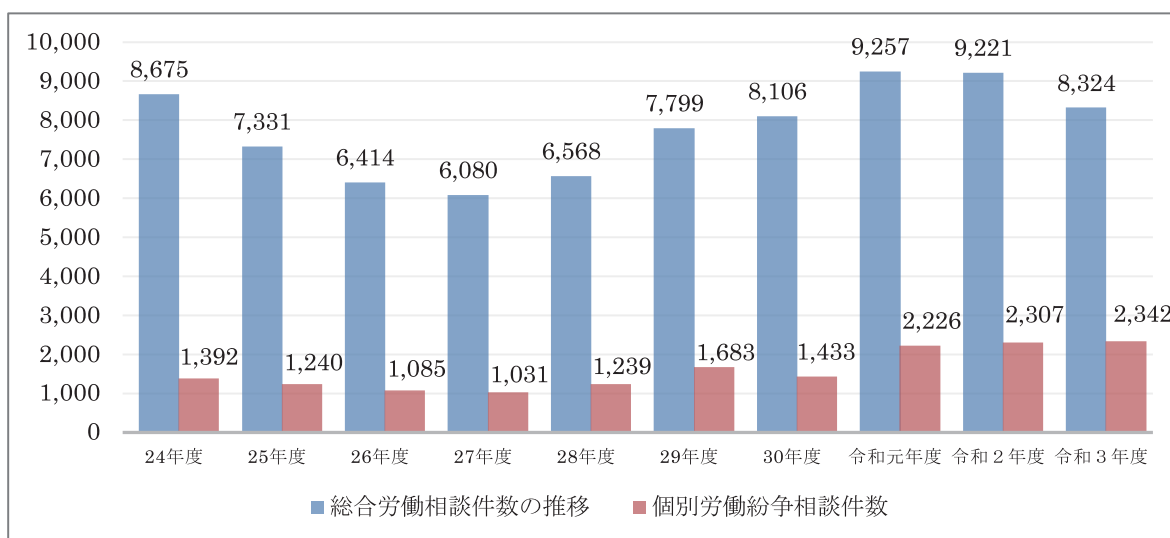


4 個別労働関係紛争の解決の促進

解雇、労働条件の引き下げ、職場でのいじめ・嫌がらせ等の労働問題等の相談に対して、迅速、丁寧な対応と的確な処理に努めます。

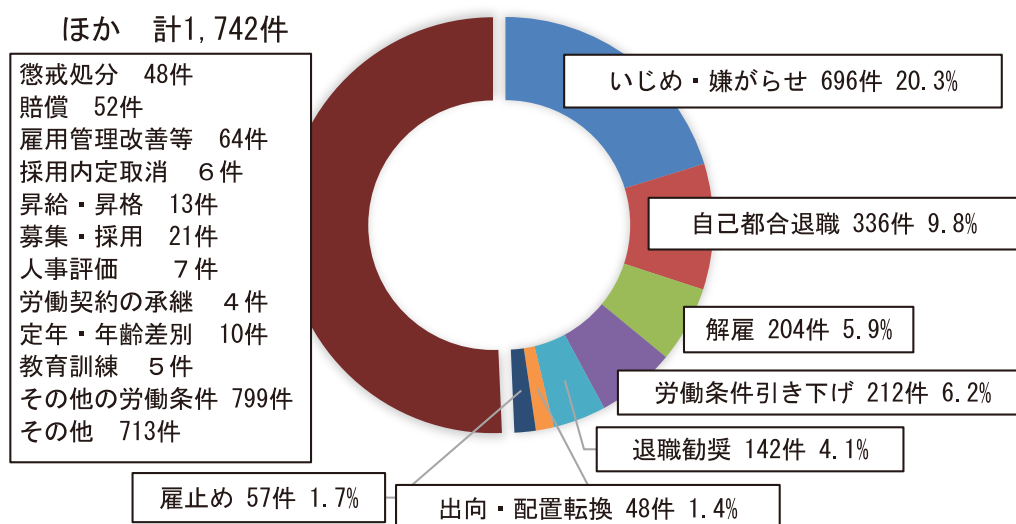
また、民事上の個別労働紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（弁護士や有識者からなる紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。

（第4－図14）相談件数の推移



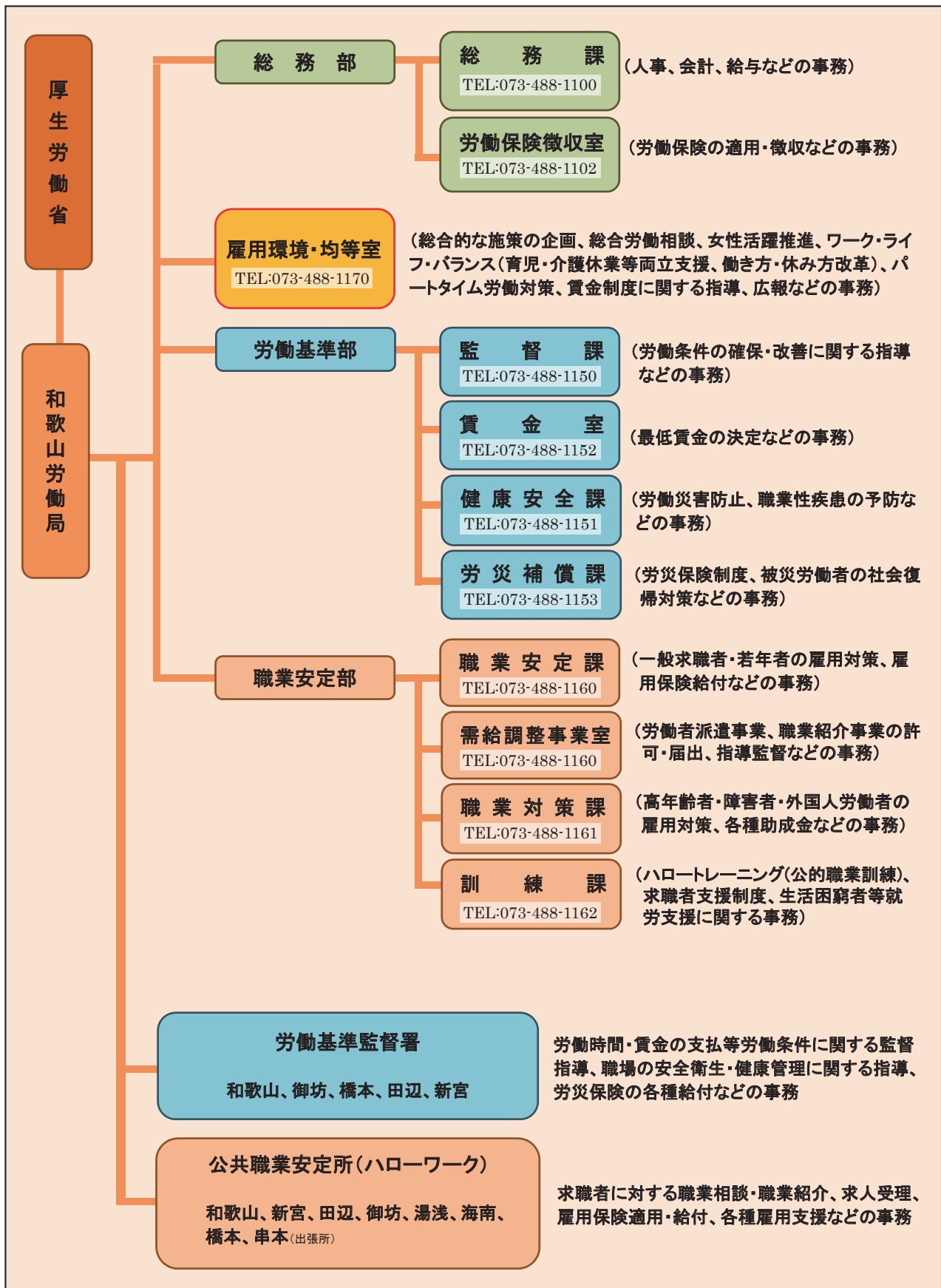
資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

（第4－図15）令和3年度 個別労働紛争相談の内訳



資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

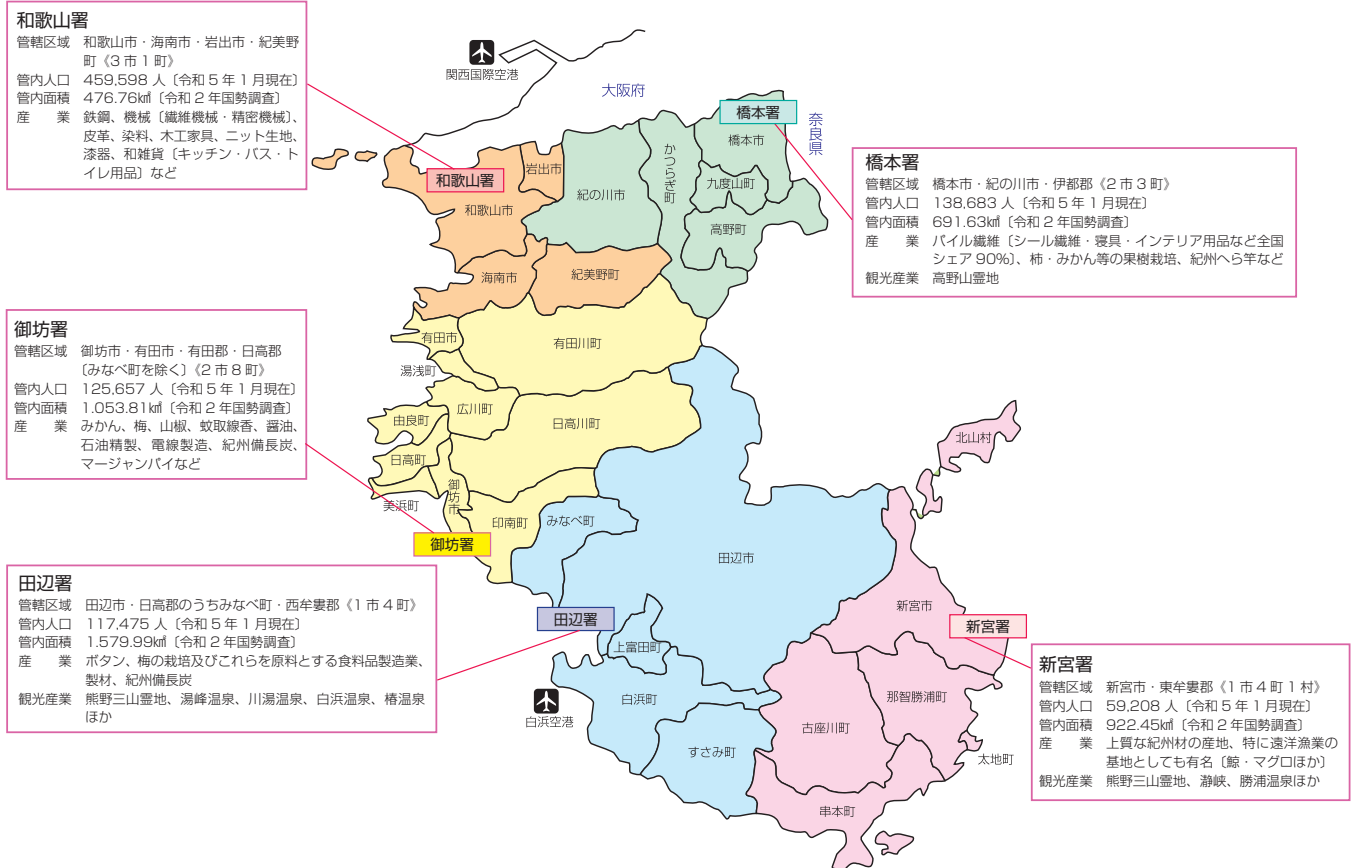
和歌山労働局の組織と主な業務内容



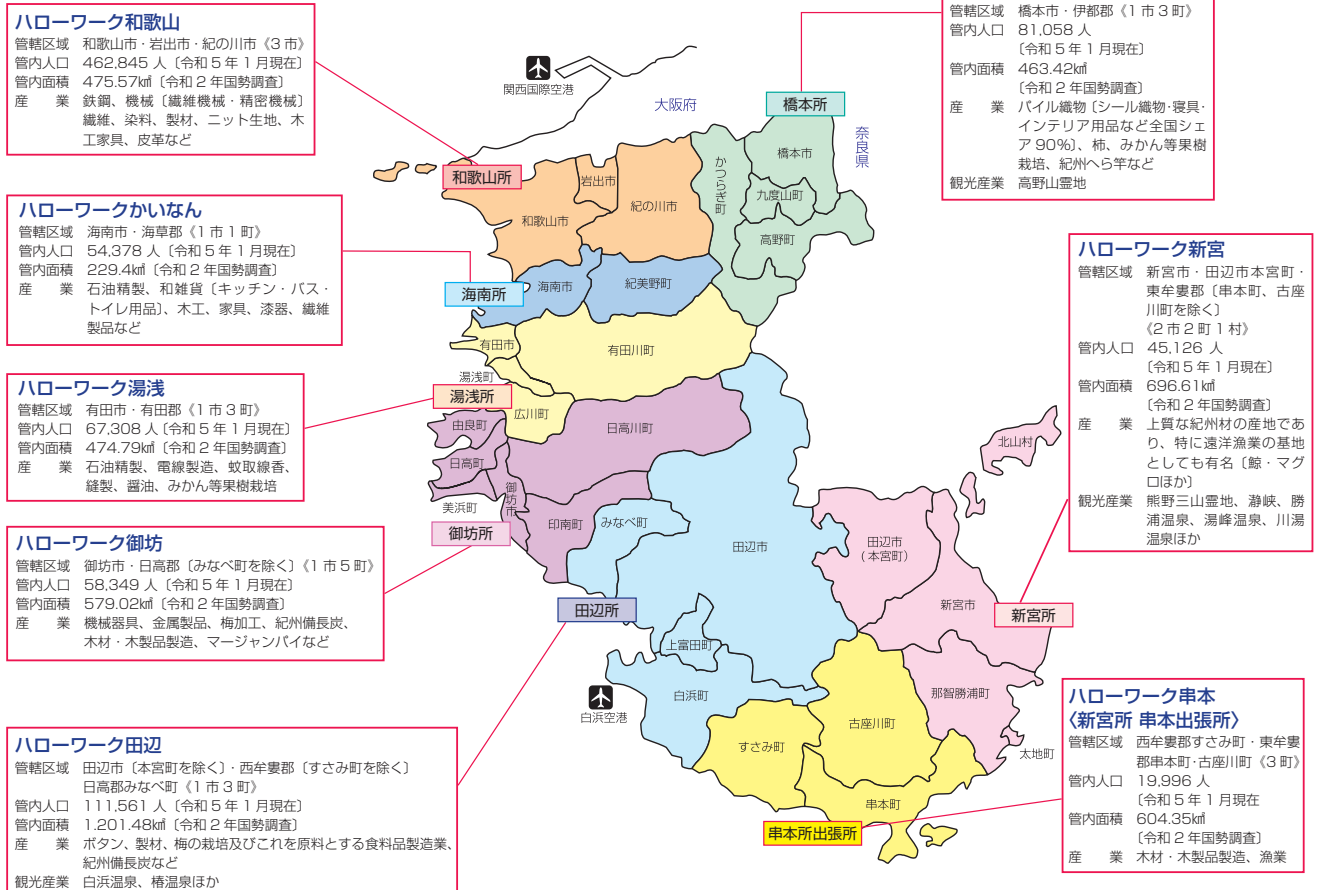
労働関係について相談したいとき(一覧)

相談の内容	相談先
○総合労働相談コーナー ・労働基準関係法令以外の解雇、労働条件変更等を巡る労働者と使用者との紛争に関する相談 ・事業主からのいじめ、嫌がらせ等に関する相談 ・その他法令、制度に関する照会など	労働局又は労働基準監督署の総合労働相談コーナー
○男女の均等取扱、パートタイム労働に関する相談 ・性別を理由とする差別に関する相談 ・セクシュアルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・同一労働同一賃金に関する相談 ・女性活躍推進法に関する相談	労働局雇用環境・均等室
○育児・介護休業、次世代法等に関する相談 ・育児、介護休業法等に関する相談 ・妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談 ・次世代法に基づく行動計画の策定、認定などの相談	労働局雇用環境・均等室
・育児休業給付、介護休業給付などの相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○労働条件に関する相談 ・賃金不払、解雇、労働時間、有給休暇などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局監督課
・最低賃金などの相談	労働局賃金室
・労働時間・有給休暇・賃金・退職金制度の改善などの相談	労働局雇用環境・均等室
○労働安全、健康管理に関する相談 ・職場の安全衛生、健康管理などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局健康安全課
○労災保険に関する相談 ・労災保険の申請や給付に関する相談	所轄の労働基準監督署又は労働局労災補償課
・労災保険の加入などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室
○雇用保険に関する相談 ・雇用保険の申請や給付に関する相談 ・雇用保険の加入などの相談	所轄のハローワーク又は労働局労働保険徴収室
○就職活動に関する相談 ・求職、求人に関する相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○職業訓練に関する相談 ・職業訓練の受講などの相談	所轄のハローワーク又は労働局訓練課
○外国人の就労に関する相談 ・外国人労働者の職業相談、雇用管理などの相談	所轄のハローワーク又は労働局職業対策課
・外国人労働者の労働条件などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局監督課
○労働者派遣、民営職業紹介事業に関する相談 ・労働者派遣事業に関する相談 ・民営職業紹介事業に関する相談	労働局需給調整事業室

労働基準監督署管轄区域図



公共職業安定所管轄区域図

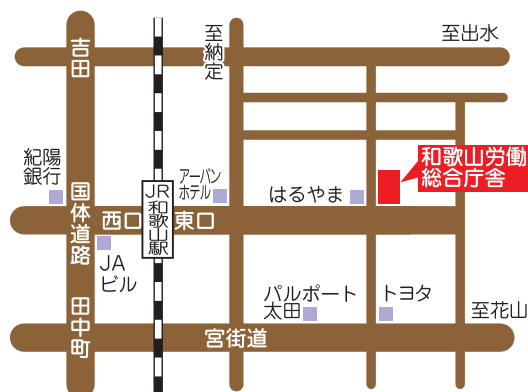


和歌山労働局の所在地

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎

和歌山労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/>



県内の労働基準監督署

和歌山	〒640-8582	和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 1階	
		方 面	TEL : 073-407-2200
		安全衛生課	TEL : 073-407-2201
		労 災 課	TEL : 073-407-2202
		総合労働相談コーナー	TEL : 073-407-2203
御 坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 1132	TEL : 0738-22-3571
橋 本	〒648-0072	橋本市東家 6丁目9の2	TEL : 0736-32-1190
田 辺	〒646-8511	田辺市明洋二丁目24番1号	TEL : 0739-22-4694
新 宮	〒647-0033	新宮市清水元 1丁目2番9号	TEL : 0735-22-5295

県内のハローワーク

和歌山 (マザーズコーナー)	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目4-7	TEL : 073-425-8609
(東別館)	〒640-8331	和歌山市美園町5丁目9-12	TEL : 073-488-7810
新 宮	〒647-0044	新宮市神倉4丁目2番4号	TEL : 0735-22-6285
(串本出張所)	〒649-3503	東牟婁郡串本町串本 2000の9	TEL : 0735-62-0121
田 辺	〒646-0027	田辺市朝日ヶ丘 24の6	TEL : 0739-22-2626
御 坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 943	TEL : 0738-22-3527
湯 浅	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅 2430の81	TEL : 0737-63-1144
海 南	〒642-0001	海南市船尾 186の85	TEL : 073-483-8609
橋 本 (マザーズコーナー)	〒648-0072	橋本市東家5丁目2番2号 橋本地方合同庁舎 1階	TEL : 0736-33-8609

その他の職業相談窓口

ワークプラザ紀ノ川		
〒 649-6216	岩出市野上野 97	TEL : 0736-61-3100
ハローワークサロンほんまち（わかやま新卒応援ハローワーク）		
〒 640-8033	和歌山市本町 1 丁目 2 2 番（Wajima 本町ビル 2 階）	TEL : 073-421-1220
ワークサロン貴志川（紀の川市ふるさとハローワーク）		
〒 640-0411	紀の川市貴志川町前田 142（市役所貴志川支所西側）	TEL : 0736-65-3435
ワークプラザ河北（地域共同就職支援センター）		
〒 640-8403	和歌山市北島 37-5	TEL : 073-494-3050
ワークサロンかいなん（ハローワークかいなん就職支援センター）		
〒 642-0017	海南市南赤坂 11（市役所 5 階）	TEL : 073-488-1371

雇用保険電子申請のお問合せ

和歌山労働局 雇用保険電子申請事務センター		
〒 640-8331	和歌山市美園町 5 丁目 4-7（ハローワーク和歌山内）	TEL : 073-488-8613

総合労働相談コーナーご案内

和歌山労働局総合労働相談コーナー	TEL : 073-488-1020
和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）	TEL : 073-407-2203
御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）	TEL : 0738-22-3571
橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）	TEL : 0736-32-1190
田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）	TEL : 0739-22-4694
新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）	TEL : 0735-22-5295

[illegible]

[illegible]

